

## 大阪府消費者フェア2021が開催されました。

大阪府消費者フェアは、大阪府内の消費者団体や事業者団体、行政が参加して、日頃の取組内容や成果を交流して、持続可能で府民に役立つ消費生活情報を発信する場として開催されてきました。

今年度の実行委員会には22団体が参加して、9月1日、第1回実行委員会が開催されました。そして、昨年度に引き続きウェブ配信のみで開催すること、今年度のテーマは「楽しく学ぼう！大阪府消費者フェア2021～未来のためにいま始めよう、エシカル消費～」とすることなどが決まりました。

参加団体は、(公財)関西消費者協会「大阪府消費者フェア2021」のウェブサイトにおいて、2021年11月13日(土)から12月6日(月)までの期間に、動画やPDFを「パフォーマンス」(活動紹介)と「知っ」とこ情報」(情報提供)



のコーナーに出展しました。

「パフォーマンス」では、「家族葬なのに、なんでこんなに高いの？」(NPO法人消費者情報ネット)、「新しい洗濯表示クイズ」(かわちながの消費者協会)、「かかりやすい悪質商法、投資話にご注意を！」(東大阪市消費者団体協議会)、「知っていますか？家電製品の安全マーク」(一般社団法人電気安全環境研究所)、「狙われる18歳～成年年齢が引き下げられます！～」(大阪弁護士会)などの出展がありました。また「知っ」とこ情報」では、「家庭のプラごみを数えてみよう」(全大阪消費者団体連絡会)、「エシカル消費なにができる？」(茨木市消費者協会)、「SDGsをわが家から」(大阪友の会)、「暮らしと電気」(一般財団法人関西電気保安協会)などの出展がありました。KC'sも取組内容を紹介しました。



## メールマガジン「KC's通信」登録、情報募集のご案内

KC'sでは、当団体の差止請求及び被害回復を始めとする各種の活動や、消費者問題に取り組む諸団体のイベント情報等を、メールマガジンで配信しています。配信は月2回、15日と月末日です。ご興味ある方は、ぜひご登録をお願いします。

また、消費者運動に取り組む団体で、このメルマガで、紹介・告知したい記事・イベント等がございましたら、随時、情報提供を受け付けています。



### 【ご登録・お問合せ】

登録を希望される方は、〈1〉から〈3〉をメールにてご連絡ください。

- 〈1〉 氏名、〈2〉 所属、または勤務先等、〈3〉 登録するメールアドレス

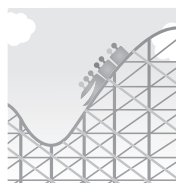
情報提供につきましては、メールもしくは電話にて、ご連絡をお願いします。

消費者支援機構関西 (KC's)  
メール info@kc-s.or.jp 電話 06-6920-2911

## 差止裁判・申入れ活動について

### ■ USJ のチケット利用規約のキャンセル・転売条項の差止めを求めた第11回裁判が行われました。

ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの「Webチケットストア利用規約」の契約条項には、消費者契約法に反し不当と思われる点があり、当該



条項の修正・削除などを求めた差止請求訴訟を大阪地方裁判所に提起していましたが、第11回期日(裁判)が12月15日(水)に行われました。次回期日は2022年2月15日(火)となりました。

詳細はQRコードをご覧ください。⇒



特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 略称:KC's (内閣総理大臣認定:適格消費者団体・特定適格消費者団体)

# KC's NEWS

No.93  
2022.1.11

発行所 KC's事務局 〒540-0024 大阪市中央区南新町一丁目2番4号 椿本ビル5階502号室  
TEL.06-6920-2911 FAX.06-6945-0730 eメール:info@kc-s.or.jp HP:http://www.kc-s.or.jp/

## 【理事長年頭ご挨拶】 「差止請求」・「被害回復」で一層の前進を果たす一年に



旧年中は、大変お世話になり、誠にありがとうございました。本年もよろしくお願い申し上げます。年頭

にあたり、会員並びに関係各位のご繁栄とご健勝をお祈り申し上げます。

さて、昨年のKC'sの取組ですが、適格消費者団体としては2件の差止請求訴訟に取り組みました。家賃債務保証業者 フォーシーズ(株)の使用する契約条項に対する差止請求提訴控訴審は、3月5日にKC'sの請求を一部認容した1審判決を取り消して、これを棄却し、他方で、KC'sの控訴及び控訴審における附帯控訴に基づく追加請求を棄却する判決が下されました。これはKC's全面敗訴の不当判決ですが、直ちに最高裁に上告を提起し、上告受理を申し立てました。もう1件は、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンの「WEBチケットストア利用規約」のキャンセル・転売条項の差止をを求める訴訟として現在大阪地裁で係属中です。裁判外での申入れ等の活動では、LINE Pay(株)やPayPay(株)などのスマホ決済事業の利用規約の改善、お酒を飲む人に特別な効果があるかのように広告していた興和(株)や布亀(株)の清涼飲料水の表示の改善などを実現しました。

特定適格消費者団体の被害回復活動としては、共通義務確認訴訟に至る事案は昨年着手できませんでしたが、裁判外で消費者への返金申入れを行った、酵素等の成分の作用による瘦

適格消費者団体・特定適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
消費者支援機構関西(略称:KC's)  
理事長(代表理事) 藤井 克裕

身効果を宣伝・販売する事業者5社について、最終的には3社から合計324名(2021年6月末現在)への返金を実現しました。

また、2021年度は事務局体制の強化として、差止請求検討委員会、被害回復検討委員会、それぞれに委嘱契約で担当弁護士を配置しました。これにより、さらに的確で速やかな執行ができる体制を目指しています。

さて、本年は、消費者被害防止や被害回復に係る重要な法改正が予定されています。消費者契約法においては、一定の困惑類型に対する脱法防止規定や、消費者の「判断力」や「心理状態」に着目した取消権導入の是非が審議されます。消費者裁判手続特例法でも、画一的に算定される慰謝料を制度の対象とすることや、悪質な事業者の代表者などの「個人」にも被告の範囲を拡大するなどが検討されています。これらの法改正の実現は、消費者の権利擁護の前進と消費者市民社会づくりに資することとなります。KC'sも皆様とともに、実効性のある法改正の実現に取り組む所存です。

2022年も引き続き、KC'sは、「差止請求」・「被害回復」という二つの使命について、より一層の前進を目指し、努力をまいります。本年も、皆様の引き続きのご支援・ご協力をお願い申し上げます。



## 11/27 京都消費者問題セミナー 「成年年齢引下げで18歳が狙われる! どうする見守る大人たち」が開催されました。

- ◇日時 11月27日(土) 13:30～15:30  
 ◇主催 京都府・特定非営利活動法人 京都消費者契約ネットワーク(KCCN)・特定非営利活動法人 コンシューマーズ京都・特定非営利活動法人 消費者支援機構関西(KC's)・京都生活協同組合・京都府生活協同組合連合会  
 ◇後援 京都市  
 2007年度より開催されている京都消費者問題セミナーですが、今年、第15回はZoomによるオンライン会議として開催され、140名近くの方が参加しました。

### ■講演「成年年齢が引き下げられると…法律の役割と社会の覚悟」

講師 坂東俊矢さん(京都産業大学大学院法学研究科教授・弁護士・KC's常任理事)

明治以来140年間にわたり、成年年齢は20歳と定められてきましたが、2018年6月に成年年齢を引き下げる改正民法が可決されました。18歳になれば、親の同意なしに自由に契約することができるようになりますが、後から不利な契約だとわかって、原則、取り消すことができなくなります。若年層において消費者被害が広がる懸念されるだけに、法成立後2年以内に「つけ込み型不当勧誘取消権の創設」について必要な措置を講ずることなどの「付帯決議」も全会一致で採択されました。この決議から、すでに3年が経過していますが、成年年齢が18歳となる2022年4月1日を前に法整備はまだ途上という現状があります。

こうした実情に対して、速やかに対処すべき課題として、「美容医療やエステの契約」、「マルチ商法を典型に、情報商材や暗号資産などの投資的取引」、「高額な被害の決済手段としてのクレジット契約」に関する若年者の法的保護の必要性について、お話いただきました。



講師 坂東俊矢さん  
 京都産業大学大学院法学研究科教授・  
 弁護士・KC's常任理事

また講演では、成年とされる若者が、自ら消費者市民として判断力を身に付けることができるための消費者教育の重要性についても学ぶことができました。

### ■報告1 消費者教育タスクチーム(全国大学生協連関西北陸ブロック京滋・奈良エリア)・京都府くらしのヤングリーダーより事例報告

大学生協事業連合関西北陸地区組織運営部会員支援部 疋田利政さんから、京都・滋賀・奈良の大学生協の学生委員会に呼びかけ、8名で結成された「消費者教育タスクチーム」の取組紹介をいただきました。2021年度は「自分事としてインプット～京滋・奈良エリアへの消費者教育の発信」をスローガンに、「成年年齢引下げ」や「プラスチック問題」をテーマとした「大学生向けの出前講座」の作成に取り組んでいる模様が動画で発表されました。また、「私と消費の未来」として、5月の消費者月間に合わせてメンバーで、自分たちの消費行動や消費に関する考えをスライドにまとめ、ツイッターで発信するなどの取組が紹介されました。

さらに、京都府ホームページ・消費生活安全センター「くらしの情報ひろば」では、消費者問題をめぐる、大学生出演のミニドラマが配信されています。これは、2020年度、大学生協からの呼びかけに応じて、学生らが出演したものです。

### ■報告2 適格消費者団体からの活動報告 消費者支援機構関西(KC's) / 京都消費者契約ネットワーク(KCCN)

セミナーでは、消費者被害の防止、被害回復に取り組む特定適格消費者団体、適格消費者団体からの活動報告も行われました。

KC'sの元山鉄朗事務局長からは、2016年より開始された特定適格消費者団体の被害回復の団体訴訟についての報告が行われました。5年間で訴訟は4件であるものの、裁判外での申入れによる返金など14件の事例があることが紹介されました。着実な成果はありつつも、取組事例が少ない背景には、特定適格消費者団体の財政の脆弱性や法律専門家にボランティアとして協力いただくことの限界、また認定団体に与えられている法的権限の制約などの課題があることが報告されました。

KCCN事務局長である増田朋記弁護士からは、多くの消費者被害を生んでいる「お試し価格・定期購入商法」に対する差止請求活動について報告をいただきました。インターネットで

は、美容用品・健康食品などを典型例として、「初回お試し」が無料ないし格安で提供されると言ってお申込みを誘導するものの、実際は最低回数分を定期購入しないと解約できない契約をさ

せる事業者があふれています。KCCNでは、お試し価格・定期購入商法を行っていた(株)Libeiroや(株)ライフなどに対する差止請求についてお話しいただきました。

## 団体賛助会員紹介

## ライスフレンド株式会社

KC'sの活動は、多くの団体賛助会員の方々によって支えられています。団体賛助会員は2021年4月現在で77社・団体に上りますが、各団体とも消費者市民社会の創造に向け、様々な取組を進めておられます。今回はライスフレンド株式会社様からの、ご寄稿を紹介いたします。

ライスフレンド株式会社は、平成14年7月に津田物産グループの販売会社として設立されました。

親会社である津田物産株式会社は、大正15年2月に「津田市松商店」として米穀卸売業をスタートさせ、大阪万博が開催される2025年に創業100周年を迎える歴史のある会社です。

津田物産グループは生産者が丹精込めて作った安心・安全なお米を「産地と消費地を結ぶ代理店」として安定供給し続けることを経営理念として掲げております。

### ■持続可能な農業を支援します

これまでの歴史で培った仕入れネットワークを生かし、「特別栽培米」や「契約栽培」など、豊富な商品ラインナップを揃え、生産者に寄り添いながら環境に配慮した持続可能な農業を支援しております。

### ■三位一体の取り組み

消費者の皆様へ、安心・安全なお米をお届けするためには、生産者と販売店様及び当社が一体となった取り組みが大切であると考えております。

コロナ禍の影響でここ2年は実施出来ておりませんが、毎年、産地に販売業者の方をお連れしての田植え・稲刈り体験を実施し、米作りの大変さを実感してもらっています。

また、生産者の方にも実際に店舗で宣伝販売して頂き、自分が作ったお米が売れる喜びを感じて頂いております。



▲田植え体験の様

この取り組みを継続する事により、「顔の見える販売」が実現すると考えております。

### ■SDGsの取り組み

SDGsの取り組みの一環として、水質汚染の原因となるお米のとき汁を出すことが無く、環境負荷が小さい「無洗米」、農薬や化学肥料の使用を抑えた「特別栽培米」、食品ロスの軽減につながる「窒素充填精米」、生産地からの輸送効率を高め環境負荷を低減する「産地精米」など、環境に配慮したお米の販売を推進しております。



▲窒素充填精米

### ■未来創造課の設立

2020年2月に新たに「未来創造課」という部署を立ち上げました。部署名にはお米の未来を創造する、生産地の未来を創造する、会社の未来を創造するなどの意味を込めており、新たな取り組みに特化した部署となります。「玄米すうぷりぞっと」や「食べるこめ油」などの自社開発商品の販売スタートもしております。

今後もお米だけではなく、全国各地の特産品やギフト商品など今までにない「お米のカタチ」をご提案します。

### ■最後に

津田物産グループは、津田物産株式会社、ライスフレンド株式会社、産地精米株式会社の3社で構成しており、それぞれの強みを生かした企業活動を続けております。

今後安心・安全なお米を皆様にお届けする事により、日本の農業を少しでも支えていただければと考えております。

「産地と消費地を結ぶ代理店」として引き続き精進して参りますのでご愛顧賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

### お問合せ

ライスフレンド株式会社

〒538-0044 大阪府大阪市鶴見区放出東3-7-3  
 電話 0120-880-439